

平成30年5月31日

厚生労働省医薬・生活衛生局  
総務課課長 屋敷 次郎 様

一般社団法人日本置き薬協会  
代表理事 有馬 純雄

一般社団法人日本配置販売業協会  
代表理事 右近 保

### 要望書

謹啓

平素から配置販売業の振興発展について、ご指導、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

私ども2団体は、平成21年3月31日付貴省貴局総務課長通知を真摯に受け止め、21年度以降毎年継続的に既存配置販売業者に課せられた一定水準研修・講習を実施しております。

配置販売業者及び団体ごとに研修を実施しておりますが、その実施体制・実施方法につきましては、統一されたものではなく、各業者・団体ごと内容につき格差があるのが実態です。

又、都道府県によってその管理監督業務においても統一感がなく、ある都道府県では、研修の修了者証を従事者証更新手続きの添付必須条件としておりますが、そうでない都道府県もあります。

通知発布以降、9年という長い年月が経過し、その研修講習自体が形骸化しているとも、他薬業団体から指摘もされております。又、医薬品、医療機器などの品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）の見直し時期となっています。この薬機法の改正の一つである販売体制における責任者の責任強化なども盛り込まれております。

さらに、地域包括ケア、セルフメディケーション税制の導入などの観点から先に登録販売者研修につき、再度通知が発布されております。

私ども配置販売業者もセルフメディケーションの担い手として今後とも医薬品販売を配置販売業として継続的に行っていくべく、この機会に是非とも当該通知を見直し、発布していただきたく、以下の通りご要望申し上げます。

尚、当協会は、既存配置販売業者の団体ですが、新配置販売業への移行を妨げるものではありませんが、新たな配置販売業をも模索しております。

謹白

#### ご要望事項

1. 登録販売者研修と同様に一律、外部研修としていただきたい。  
(時間数などにつきましては、今まで通りとしていただきたい)
2. 講師につきましても、外部の学術経験者・専門家であることを明記し、徹底していただき、研修のレベルの統一を課していただきたい。
3. 消費者の参画として、且つ、特定商取引法・消費者法及び個人情報保護法の観点より、消費者センターなどとのタイアップなど、消費者目線に立った研修・講習として明記していただきたい。
4. 行政の関与につきましては今までも講習時間に組み入れないとされていますが、通知上でも明記していただきたい。
5. 都道府県に対し、従事者証の取得・更新要件として、当該研修・講習の管理監督を徹底するとともに、修了者証の添付を必須条件とするよう明記・徹底させていただきたい。又、登録販売者研修と同様に都道府県より気象に対し、報告義務を課していただきたい。
6. 都道府県が、以上のような条件を満たしているか厳密に審査・確認するよう、貴省より徹底していただきたい。
7. 透明性の観点より、特定の団体に加入しなくても、どこでも研修講習を受講できる体制にすべく、徹底していただきたい。

以上